

小委員会交渉の概要

交渉日：令和3年10月29日（金）16時45分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長
都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
定年引上げについて	<ul style="list-style-type: none"> ○定年年齢の引上げ方、定年前再任用短時間勤務制の導入や暫定再任用制度の措置については、都労連要求を実現するもの ○昇任選考の年齢要件について、定年年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げていく提案は都労連要求を実現するものであり、教員系と運輸系の職員の昇任制度について、単組と任命権者との労使交渉に委ねることについても、妥当と認識 ○60歳を超える職員の賃金水準について、当分の間、60歳前の7割の水準に設定するという提案は、断じて容認できず、提案を撤回して再検討するとともに、再任用職員の賃金水準の引上げを行うことを強く要求 ○退職制度について、賃金水準の7割措置をピーク時特例の対象とすることについては、60歳を超える職員の賃金水準引下げを前提としたものであり認めることはできない ○定年年齢の引上げに関わる都側提案は、焦点である賃金水準について、都労連要求を真っ向から否定するもの ○国との均衡を図ることを第一とする考え方に基づいた提案となっており、都の実情に合った制度改正を実現するという労使交渉開始時の初心に立ち戻り、提案内容を再検討し、都労連要求の実現を図ることを改めて強く要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の定年は65歳とし、引上げ方は、令和5年4月1日に定年を61歳に引き上げ、以降は2年に1歳ずつ段階的に引き上げ ○現行の再任用制度は令和5年3月31日をもって廃止 ○定年前再任用短時間勤務制を導入し、定年の段階的な引上げ期間中において、暫定再任用制度を措置 ○昇任制度について、各昇任選考等の資格基準の上限年齢等を、定年の引上げに合わせて段階的に引き上げ ○定年引上げに伴う給与の取扱いについては、一部の適用除外となる職員を除き、60歳超職員の給与を、当分の間、60歳前の7割の水準に設定 ○60歳を超える職員に支給される諸手当は、各手当の性質に応じ設定し、農林漁業普及指導手当及び義務教育等教員特別手当の取扱いについては、国の動向等を注視しつつ、引き続き検討 ○定年引上げ後も引き続き人事の刷新と行政効率の向上を図る観点から、60歳超職員は勸奨退職制度の対象 ○退職手当について、60歳超職員の給料月額を60歳前の7割水準とする措置を理由とする給料月額の減額を、基本額の算定に係る特例の対象にして算定